

【地方消費税の引き上げに伴う地方消費税交付金の対応について】

地方消費税の税率引き上げ(1%→1.7%)に伴う地方消費税交付金の増収額39,116千円については、その全額を社会保障施策に要する経費の財源に充当。

消費税及び地方消費税→改正前 5%(国4%, 地方1%)
→改定後 8%(国6.3%, 地方1.7%)

[区 分]

(歳入)地方消費税の税率引き上げに伴う

地方消費税交付金の増収額	39,116 千円
(歳出)社会保障施策に要する経費合計(一般会計)	721,967 千円
(うち一般財源)	391,457 千円

(参考)地方消費税の税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増収額の充当内訳

○医 療	21,960 千円
○子ども・子育て	3,942 千円
○介護・高齢者	13,214 千円
合 計	39,116 千円

[主な事業(一般財源分)]

○医療	
・後期高齢者医療費	101,135 千円
・国保特別会計への繰出金	41,192 千円
・養育医療給付事業	7,208 千円
・感染症予防費	11,556 千円
○子ども・子育て	
・保育所運営費	16,991 千円
・特別保育事業	200 千円
・母子保健事業	3,810 千円
・障害児支援事業	3,837 千円
○介護・高齢者	
・介護保険特別会計への繰出金	93,221 千円
・高齢者生活支援ハウス運営事業	11,131 千円
・介護予防教室事業	4,307 千円
○その他	
・障害者自立支援事業	30,641 千円
・あったかふれあいセンター事業	9,708 千円